

令和7年 1月 15 日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
会長 塚本 厚志 様

要 望 書

望ましいセルフメディケーションを推進するための責任と対策について
～販売現場の環境を現実的かつ確かなものに～

NPO ふあるま・ねっと・みやぎ
代表 戸田 紘子

NPOふあるま・ねっと・みやぎは薬剤師が運営する非営利任意団体です。その前身である「NPO 法人ふあるま・ねっと・みやぎ」時代を含めて約 20 年間 OTC 医薬品および「いわゆる健康食品」のあり方や適正情報を広める活動に取り組んできました。

薬物依存や過剰摂取あるいはドーピングの問題については、「医薬品の安全かつ適正な使用」のゲートキーパーである薬剤師として看過できない問題であると認識しています。同時に、チェーンドラッグストアを束ねる貴協会の役割と取組にも大きな関心を持って来しました。

以上の立場から、厚生労働省「医薬品の販売制度に関する検討会」のとりまとめおよび厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会における議論に対して、貴協会が意見と覚悟を述べられ、さらに多くの OTC 医薬品を販売する立場としての認識と濫用抑制に向けた取組を表明されたことに敬意を表するとともに、NPOふあるま・ねっと・みやぎとして下記のとおり質問と要望をさせていただきます。

1. 質問事項

1) 販売現場における「有資格者」について

「有資格者の常駐」を強調されているが、有資格者の職種と人数及び役割について具体的にどのように考えているか。有資格者への人的投資の中に薬剤師はどの程度含まれるか。

2) 「有資格者」の専門性と役割について

これまでのドラッグストアの販売現場では、残念ながら「医薬品」という特殊な商品を扱うという緊張感や専門家関与への認識が希薄だったと言わざるを得ない。

登録販売者のみの売り場では、高齢者の多剤服用、薬剤の多彩な作用、医師や関連機関との連携などへの対応は難しい。このような状況の中で表面化してきたのが「若年者の OTC 薬過剰摂取問題」であり、OTC 医薬品のあり方、販売の仕方、専門家の質と関与等の見直しが喫緊の問題として論じられるようになった。そこで浮上した対策が対象医薬品の「いわば隔離」と「専門家の関与」であった。

「いわば隔離」政策で示されたのは、販売量や年齢の制限、陳列方法、資格者による状況確認・記録など事細かな販売手続きなどであり、現在の第2類、第3類医薬品の販売方法としては非現実的であろう。

貴協会として、危険性も持ち合わせている OTC 医薬品の販売現場に専任の薬剤師が常駐する必要性をどのようにお考えか。

2. 要望

OTC 医薬品の濫用抑制策の中では、販売現場において購入者の状況確認や販売可否の判断をし、必要な支援につなげるなど有資格者がゲートキーパーとして役割を果たすよう求めており、多くのメディア報道でも同様な指摘がなされている。しかし現在のドラッグストアにおける有資格者とは概ね登録販売者であり単独でのゲートキーパーの任は重すぎると考えられる。有資格者として薬剤師と登録販売者の連携が必要である。

言うまでもなく、国民の健康管理やセルフメディケーション推進におけるドラッグストアの役割は大きく、医薬品を扱う業態としてのあり方が正に問われていると思う。

OTC 医薬品の大量供給元であるドラッグストア様の責任として真摯に取り組んでいただけますことを切に願って、以下の要望をさせていただきます。

要望事項

- 1)ドラッグストア等一定規模以上の店舗には一名以上の OTC 医薬品売り場専任の薬剤師を配置する(併設の調剤薬剤師は含めない)
- 2)相談対応の資料等を揃えた独立した、アクセスしやすいレジカウンターを設置する
- 3)濫用のおそれのある成分を一定量以上含む指定第2類医薬品は、専用レジカウンターから約3m 径内に陳列するものとし、専用レジ以外のレジは通せない方法を採用

以上

なお、質問事項についてのご回答を 2025 年2月15 日までをお願いいたします。

返信先: 〒980-0822 仙台市青葉区立町 16-25-405

NP0 ふぁるま・ねっと・みやぎ 戸田紘子